

ロータリー等の作業機を装着した トラクターの公道走行が可能になりました。

令和元年度から乗用型トラクターにロータリーなどの作業機を付けて公道を走れるよう保安基準が緩和されました。次のようなことに注意してください。

免許について

大型特殊免許を持っていない方へ

- トラクター本体が小型特殊免許(普通自動車免許に自動的に付いてくる)で運転できるものであっても、作業機を付けたときに次の範囲をはみ出すと、大型特殊免許が必要になります。
 - 長さ:4.7m ● 高さ:2.0m(ただし安全キャブ・フレーム部分は2.8m)
 - 幅:1.7m耕うん幅でなく、作業機の外側の幅ですので、注意が必要です。
- 上記を超えている場合は、**大型特殊免許を取る**か、作業機を外して別に運ぶかしなければなりません。無免許運転とならないよう、お持ちの免許証を確認してください。



作業機への表示などについて

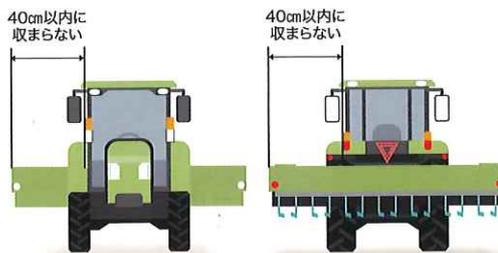
作業機は大きさにより対応が異なります

- 1 背の高い作業機を付け、トラクターの方向指示器やバックランプなどが見えていない場合
必要なランプ類を、作業機に新たに付ける必要があります。



- 2 トラクターの方向指示器などは見えているが、作業機の幅がかなり広い場合

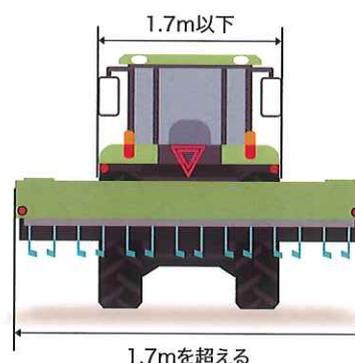
トラクターの後ろのランプから作業機が外側が40cm以上はみ出している場合は、作業機なるべく外側に赤(後ろ)と白(前)のリフレクター(反射器)、後ろに赤枠三角の表示(制限を受けた車両を表す)を付ける必要があります。



③ 小型特殊免許対応のトラクターに、幅1.7mを超える作業機を付けた場合

40cm以上はみ出していなくても、この場合は②と同様に赤と白のリフレクター、赤枠三角の表示を付ける必要があります。加えて、左側にもバックミラーを付ける必要があります。

なお、「大型特殊免許を持っていない方へ」で記述したように、大型特殊免許が必要になります。



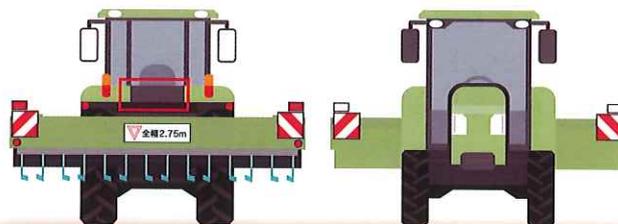
④ 幅2.5mを超える作業機を付けた場合

1

行政機関(道路の種類によって異なるので、まずは市町村に相談)による**道路通行の許可**を受ける必要があります。許可を受けた道路以外は走れません。

2

①赤白のゼブラマークを作業機の両外側に、②赤枠三角の表示と**全幅〇.〇〇m**との表示を後部に、それぞれ取り付ける必要があります。



①～④全てに関して

原則的に**最高速度が15km/hに制限され、その制限速度などを後部に表示**する必要があります。ただし、実際のトラクターと作業機の組合せによっては、これを超えても良い場合があります、その組合わせは次のHPで公表されています。また、トラクターがもともと小型特殊免許対応の場合は制限速度などの表示は必要ありません。

 運行速度 15km/h以下

日本農業機械工業会ホームページ [日農工 公道走行](#) 🔍 検索

以上のほか、さらに細かい決まりもあります。さまざまなケースがあるので、まずは地元のJAにご相談下さい。

全国農業協同組合連合会

監修 一般社団法人日本農業機械化協会